

●特別養護老人ホーム「登呂の家」入所手順

- | | |
|---------------|----------------------------------------------|
| 1. 入所の申込 | 施設へ直接申込をしてください |
| 2. 入所申込者名簿の作成 | 優先入所基準に照らし、点数の高い方から名簿を作成します。 |
| 3. 入所申込者の調査 | 入所申込者名簿の上位の方について、申込内容等の状況を確認のため、面接・訪問等を行います。 |
| 4. 優先入所順位の決定 | 調査内容を基に、第三者を交えた優先入所検討委員会を開催し、優先入所順位を決定します。 |
| 5. 入所までの準備 | 入所前面接・入所案内をさせていただき、入所日の決定をします。 |

●特別養護老人ホームの入所の順番について

静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針に従ってのご案内とさせていただきます。

具体的には申込順ではなく、次の項目を点数化し、点数の高い方から順に優先順位を決定させていただき、この順位に基づき入所していただくこととなります。

- ① 入所申込者の状況（申込者の要介護度や生活場所）
- ② 介護者等の状況（介護者の有無や介護の状況（介護者の就労や育児状況含む））
- ③ 居住地
- ④ その他特別な事情

※平成29年4月1日より静岡県指針が変更され、項目、配点に変更があります。

※特別養護老人ホームへの新たな入所は、原則要介護3以上の方が対象となります。

要介護1、2の方はやむを得ない事情がある場合の特例的な入所となります。

また、入所後に要介護1、2と判定された場合は特例入所要件に該当する場合は入所継続することができます。

[特例入所の要件]

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。

●提出していただく書類

1. 特別養護老人ホーム登呂の家 入所申込書 (様式1)

注1：現在の状況でご記入ください。

注2：初回申込日欄は、施設で記入します。

注3：裏面も必ずご記入ください

※「認知症日常生活自立度」等、わからない項目は未記入で結構です。

※空欄の内容は後日、こちらから確認のご連絡をさせていただきます。

2. 特別養護老人ホーム登呂の家 入所申込時調査票

注1：現在の状況でご記入ください。

注2：未記入箇所がないようにご記入ください。

●提出先

窓口もしくは同封の封筒に切手をお貼りいただき提出してください。

〒422-8033

静岡県駿河区登呂3丁目4-1 「特別養護老人ホーム 登呂の家」

電話：054-203-3363 FAX：054-203-3386

担当：生活相談員

※見学を希望される方は、連絡の上お越しく下さい。